

**令和6年度
春日市職員採用試験
募集要項**

**令和7年4月1日採用
【保育士】**

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務 の 概 要
保育士	1 人	主として保育士の業務に従事します。

■注意点■

◇採用予定人員は、変更する場合があります。

2 受験資格

試験区分	受 験 資 格
保育士	次の要件をいずれも満たす人 ①平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人 ②保育士の資格を有する人または令和 7 年 3 月 31 日までに資格を取得見込みの人

■注意点■

◇地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・春日市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◇日本国籍を有しない場合で、法令により就職が制限される在留資格の人は、受験できません。

3 試験内容

	試験種目	内 容
第1次試験	総合能力試験	SPI3による能力検査及び性格検査(※) (性格検査は、第2次及び第3次試験の面接試験の参考資料とします。)
第2次試験	面接試験	集団面接による口述試験
第3次試験	面接試験	個別面接による口述試験
	論文試験	文章による表現力、文章構成力、知識等の能力についての筆記試験

※ SPI3 とは、株式会社リクルートマネジメントソリューションズが運営する能力検査及び性格検査です。能力検査では、言語的理解、数量的処理、論理的思考等を検査します。

■注意点■

- ◇検査、面接試験及び筆記試験は、全て日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行います。また、点字及び拡大文字による試験は行いません。
- ◇計算機能や翻訳機能付きの時計等の使用は禁止します。また、携帯電話やスマートフォンを時計として使用することも禁止します。
- ◇第1次試験で能力検査を受験する際は、顔写真付き本人確認書類(運転免許証、学生証、パスポート、マイナンバーカードなどで有効期限内のもの)が必要になります。
顔写真付きの本人確認書類がない場合は受験できませんので、あらかじめご準備ください。

4 試験日程及び試験会場

	日 程	会 場
第1次試験	令和6年8月22日(木)から 9月11日(水)までの期間のうち、 受験者が選択する日時	受験者が選択するテストセンター (天神三丁目会場など全国の指定会場)
第2次試験	令和6年10月12日(土) 及び10月13日(日)	春日市役所(春日市原町3丁目1番地5)
第3次試験	令和6年11月上旬(予定)	春日市役所(春日市原町3丁目1番地5)

■注意点■

- ◇各試験の日程及び会場の詳細は、受験申込者又は各試験の合格者に電子メールで通知します。
- ◇受験申込者には、令和6年8月21日(水)までに、第1次試験(総合能力試験)受験依頼の電子メールを送信します。同メールの指示に従い、自宅等のパソコン又はスマートフォンで「性格検査」を受験した後、都合の良い日時及びテストセンター会場を予約して「能力検査」を受験してください。(「能力検査」の受験予約は、「性格検査」が完了するまで確定されませんので、早めに「性格検査」を受験の上、「能力検査」の受験予約を行ってください。)

なお、第 1 次試験受験依頼の電子メールが期日までに届かない場合は、人事課人事担当にお問い合わせください。

◇その他総合能力試験の受験方法、会場等の詳細については、SPI3 ウェブサイトで確認してください。
(<http://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>)

5 合格発表

	合格発表日
第 1 次試験	令和 6 年 9 月 17 日(火)
第 2 次試験	令和 6 年 10 月中旬(予定)
第 3 次試験	令和 6 年 11 月下旬(予定)

■注意点■

◇合格発表については、合格者の受験番号のみ、春日市役所前掲示板及び春日市ウェブサイトで発表します。なお、ウェブサイトへの掲載は午後 1 時頃までに行う予定です。

◇第 1 次試験から第 2 次試験までの合格者には、合格及び次の試験の案内を電子メールで通知します。また、第 3 次試験の合格者には、合格通知を文書で送付します。

なお、電子メール又は文書が不着・延着となる場合があるので、必ず春日市役所前掲示板又はウェブサイトで合否を確認してください。合格していた場合で、発表日の翌日になっても合格を通知する電子メールが届かないときは、人事課人事担当へお問い合わせください。

◇第 1 次試験の合格者には、第 2 次試験及び第 3 次試験で使用する必要書類を事前に提出していただきます。合格通知の内容を早めに確認してください。

なお、指定した期限までに必要書類の提出がない場合は、受験辞退とみなします。

◇合否及び合格発表時刻についての電話での問合せには、お答えしません。

6 受験手続

手続に不備がある場合は、受験申込を受け付けられませんので注意してください。

受付 期間	令和 6 年 8 月 1 日(木)～8 月 18 日(日)(期間中は 24 時間いつでも申込可能)
事前 準備	(1) パソコン又はスマートフォンの準備 ●受験手続及び第 1 次試験の「性格検査」で使用します。 ※ 一部機種については使用できない場合があります。 ●使用できるパソコンやスマートフォンがない場合は、学校等で開放されているパソコンやインターネットカフェ等のパソコンを利用してください。 (2) ドメイン設定の確認 ●スマートフォンを利用する場合は、「@city.kasuga.fukuoka.jp」及び「@mail.rikunabi.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。また、パソコンから送付される電子メールが受信できるように設定してください。 ※ 電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いかねます。

申込方法	電子申請(インターネットによる申込み) 就職情報ウェブサイト「リクナビ 2025」(https://job.rikunabi.com/2025/)への会員登録の可否により、申込方法が異なります。「リクナビ 2025」への会員登録ができる方は、「リクナビ 2025」から受験申込をしてください。 会員登録できない方 次のいずれかに該当する方 ●最終学歴の学校種別が、大学、大学院、短大、専門学校、高専以外の方 ●最終学歴の卒業年が平成 26 年(2014 年)以前の方 会員登録できる方 上記以外の方 ◎「リクナビ 2025」に会員登録できない方 春日市ウェブサイトの「職員募集」ページから受験申込(https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/shokuin) ●必須となっている入力項目は正確に入力してください。 ◎「リクナビ 2025」に会員登録できる方 ①「リクナビ 2025」で会員登録及び春日市へのプレエントリー ●登録内容は、誤りのないように正確に入力してください。 ●受付開始日(令和 6 年 8 月 1 日)より前に、すでに会員登録及び春日市へのプレエントリーが済んでいる場合は、改めて行う必要はありません。 ②「リクナビ 2025」の春日市ページ「説明会・面接予約」画面から受験申込 ●受験する試験区分から、受験申込をしてください。 ■注意点■ ●両申込方法から重複して申し込むことはできません。 ●メールアドレスとしてフリーメールも使用できますが、迷惑メールフィルタにより意図しないフォルダ等に電子メールが振り分けられることがありますので注意してください。
受験準備	(1) 受験番号の確認 ●受付期間経過後、受験申込をした方に受験番号を付番します。 ●第 1 次試験開始前日(令和 6 年 8 月 21 日(水))までに、受験番号を通知する電子メールをお送りします。 ●受験番号は試験終了まで必要になりますので、必ず控えてください。 (2) 第 1 次試験の受験手続 ●受験番号の通知に併せて、第 1 次試験の受験案内を通知する電子メールをお送りします。電子メールの記載内容に沿って受験手続を進めてください。

7 試験結果の情報提供

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、情報提供を求めることができます。

情報提供を希望する場合は、次に記載するものを持参してください。

- 第 1 次試験の試験結果
本人確認できる顔写真付の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)
※ 本人確認に併せて、受験番号をお聞きます。
- 第 2 次試験以降の試験結果
第 2 次試験以降で使用する受験票

8 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに職員の補充が必要な場合に採用される予定です。

ただし、採用後の原則 6 か月間は条件付採用期間となります。

9 日本国籍を有しない人を採用する場合

日本国籍を有しない人が、職員として採用された場合は、公権力の行使に該当する業務に従事する職及び公の意思形成へ参画する職に任命することが制限されます。

なお、その他の処遇等については、国籍により差をつけることはありません。

◆公権力の行使に該当する業務

- ◎ 市が義務や負担を課す内容を含む業務
- ◎ 関係者の権利や自由を制限する内容を含む業務
- ◎ 関係者に対して強制力をもって執行する内容を含む業務

(例)市税の賦課、督促及び滞納処分、生活保護の決定及び立入調査など

◆公の意思形成への参画

政策の総合企画、予算編成など施策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行うこと
(専決権をもった課長級以上の職)。

10 過去の試験の実施結果

(人)

実施年度	採用予定人員 (当初募集人員)	第 1 次試験 受験者数	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	採用者数
平成 30 年度	2	42	27	9	2(21.0)
令和元年度	2	28	18	8	2(14.0)
令和 2 年度	2	22	8	5	2(11.0)
令和 3 年度	2	23	16	11	3(7.7)
令和 4 年度	1	17	12	7	2(8.5)

◇「採用者数」欄のカッコ内の数字は、第 1 次試験受験者数に対する採用者の倍率(小数数第 2 位を四捨五入)です。